

令和 2 年度

山形県内部統制評価報告書審査意見書

山形県監査委員

監 委 第 7 8 号

令和 3 年 9 月 17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子 殿

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎

山形県監査委員 星 川 純 一

山形県監査委員 松 田 義 彦

山形県監査委員 海 老 名 信 乃

令和 2 年度山形県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により、令和3年7月20日付けで審査に付された令和2年度山形県内部統制評価報告書について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

# 令和2年度山形県内部統制評価報告書審査意見書

## 第1 審査の対象

令和2年度山形県内部統制評価報告書

## 第2 審査の着眼点

山形県内部統制に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に定める「重大な不祥事等の原因となるリスクの発現を未然に防止し、適正な事務を滞りなく執行する」ための取組が適切に実施され、基本方針に掲げる目的が達成されているかどうかについて、以下の観点から検討し、審査を行った。

### 1 評価手続について

- (1) 内部統制の対象となる事務について過不足なく評価が行われているか
- (2) 評価項目に対応する内部統制の体制整備及び運用の状況が適切に把握されているか

### 2 評価結果について

- (1) 「重大な不備」に当たるかどうかの判断が適切に行われているか
- (2) 評価基準日までに「重大な不備」が是正されているか

## 第3 審査の実施内容

基本方針、山形県内部統制実施要領（令和2年度）、各所属作成の内部統制実施計画書（兼）実施結果報告書及びリスク対応策実施状況評価シート（以下「評価シート」という。）等の確認、内部統制推進（評価）部局並びに各所属からの聴取りのほか、定期監査等において得られた知見を踏まえ、慎重に審査を行った。

## 第4 審査の結果

### 1 評価手続について

評価シートにより把握できなかった不備が複数の所属で散見されたものの、おおむね適切に行われていると認められる。

### 2 評価結果について

おおむね適切に行われていると認められる。

## 第5 内部統制の徹底とさらなる定着に向けて

令和2年度が内部統制制度の実施初年度であることを踏まえ、本制度の運用の徹底と定着に向け、以下のとおり意見を付すので留意されたい。

- 1 本制度の実施は、不適切な事務処理の未然防止に向けた職員の意識改革につながっており、その整備・運用状況について継続的な検証と見直しを行い、さらなる浸透を図られたい。
- 2 内部統制推進部局においては、各所属に共通する課題等に対して、改善策の一層の共有化を図り、不備の発生防止につなげられたい。
- 3 各所属においても、所属長が先頭に立って所属職員に対する周知・浸透に努め、評価シートに盛り込まれたリスク対応策が確実に実施されるよう取り組まれたい。